平成29年度第2回新潟市消費生活審議会

日時: 平成30年1月17日(水)

午後1時30分から午後2時2分

会場: 消費生活センター研修室

(事務局:日根課長)

それでは皆さまお揃いになりましたので、ただ今から平成 29 年度 第2回 新潟市消費生活審議会を開催いたします。私は本日の司会を務めさせていただ きます市民生活課長の日根です。よろしくお願いいたします。

はじめに市民生活部長の野島よりあいさつを申し上げます。

(事務局:野島部長)

野島でございます。よろしくお願いいたします。本日はお足元の悪い中なんていう定型句で片付けられないほどの大雪が先週降りまして、まだまだ道路の雪、それから屋根の雪が残っていて、本当にそこに雨が降って、もう消えてくれてうれしいと思っているのですけれども、滑りやすい状態も続いていて、本当にこれからあと2~3日ぐらいで雪がなくなってくれればいいかなと思っているところでございます。そんな中、この会議に足をお運びいただきまして、大変ありがとうございます。

事前にお配りしてありますとおり、現在の新潟市の消費生活推進計画、それから消費者教育推進計画の計画期間は、平成30年度、来年度いっぱいとなります。ですので、その次の31年度から始まる新しい計画につきまして、この新年度、4月に入りますと、新しい新計画を作成することとなります。それにあたりまして、本日はその作成の方向性などについてお示しさせていただきますので、委員の皆さまからはどうぞ忌憚のないご意見を頂戴したいと考えております。

それから 28 年度、昨年度ですけれども、消費者教育に関する課題の部分を 新潟市消費者教育推進計画として策定したところですけれども、今後新計画を 検討する上で、消費者教育というものの基本的な考え方などを事前に皆さん、 ご一緒に確認していただく必要があると考えておりまして、それで本日消費者 庁に以前から講師の派遣依頼をしていたところなのですけれども、ご多忙の中、 快諾いただきまして、本日は消費者庁の消費者教育推進室長の米山眞梨子さま よりご講義いただくことになっております。米山さまには前段の審議会の部分 もお聞きいただきまして、その後研修会となります。

最後に昨年末ぐらいから、新潟市の予算が 119 億も足りないというようなニ

ュースが広まっておりまして、大変ご心配をおかけしているところと思いますけれども、年度内に全部の部署から、来年度こういう事業をやりたいから、これだけの予算がいるというものを全部試算しました金額と、それから実際に次の年に使える金額の間には、今年に限らず、例年乖離があるわけで、それをこの予算策定の査定の作業で、お互いに上からも下からも詰めていくという作業が例年あるわけですけれども、今まさにその真っ最中というところでございます。市民生活の安心、安全という部分は、もう一番基本的な部分で、そこをつぶしてはいけないというのは、私たちも本当に共通の認識を持っておりますので、これから来年度の市民生活の安心安全、そしてこの消費者生活というものに対する予算もしっかりと固めて来年度に備えていきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ごあいさつとさせていただきます。

(事務局:日根課長)

ここで前回の会議を欠席され、本日ご出席の委員がいらっしゃいますので、 ご紹介させていただきます。自席でごあいさつをお願いいたします。まずは佐 藤靖子委員です。佐藤委員には副委員長にもなっていただいております。それ では佐藤委員、お願いいたします。

(佐藤委員)

皆さま、こんにちは。第1回目、欠席をさせていただいて申し訳ございませんでした。新潟市立中野小屋中学校の佐藤靖子と申します。専門教科は中学校の技術家庭科。ちょうど 10 年ぶりに昨年の 11 月 15 日、新潟市立新津第五中学校で、消費者教育を基にした授業公開をさせていただきました。全体で約 1,000 人の参加者がありまして、新津五中に 1,000 人行ったわけではないのですが、お米を主題としたより良い消費者になるにはということでそのような公開授業をして、非常に他都県の方々からもご好評をいただきまして、おかげさまで無事大会も終わらせていただきました。また中学校のほうの消費者教育も推進してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局:日根課長)

続きまして沢井浩委員、お願いします。

(沢井委員)

皆さん、こんにちは。古町で化粧品店を営んでおります沢井でございます。 どうぞよろしくお願いをいたします。昨年、おかげさまで私ども創業から 130 年を迎えました。初代は大阪からまいりまして、昨年会議所さん主催の古町大 学という所で、恥ずかしながら講演をさせていただきました。明治 20 年当時の新潟の賑わいと、日本一の人口を抱えるまちであったということと、かつて賑やかな所で初代は創業したんだなというふうに感ずるところであります。今年また開港 150 周年という機会に恵まれ、新潟が少し元気になるように、上向くように、商業者として活動してまいりたいと思っているところでございます。どうかよろしくお願いをいたします。

(事務局:日根課長)

ありがとうございました。本日の会議についてですが、委員 14 名中 12 名の 方からご出席をいただいております。規則により会議が成立していることをご 報告申し上げますとともに、本日の会議は公開とし、併せて議事録作成のため 録音と撮影をさせていただきますので、ご了承ください。それではこれより議 事に入らせていただきます。議事進行は澤田委員長にお願いいたします。

(澤田委員長)

分かりました。それではお手元の議題に沿いまして議事を進めてまいりたいと思います。どうぞ皆さま、よろしくご協力お願いいたします。まず最初に議事の(1)新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画の改定についてでございます。そのうちの①番、現在の「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」について、につきまして、事務局からご説明をお願いします。

(事務局:小柳所長)

事務局の小柳でございます。座ったままで説明をさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

資料のほう、事前配布させていただきました資料の1でございます。現在の新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画について、ご説明をさせていただきます。この新潟市消費生活推進計画につきましては、当初平成20年を初年度とする7年の計画ということで、当初計画が作られたところでございます。19年にその作業を行っておりまして、5つの課題と18の施策を掲げてございました。

資料の1、お手元に届きましたでしょうか。それでは改めて、私どもの計画でございますが、当初は平成20年から7年の計画として、19年に作られたものでございます。当時は5つの課題と18の施策ということで掲げてございます。条例の2条に基本理念、それから7条に推進計画を策定しなさいということが既定されておりますので、これらに基づいて19年に作成されたものでご

ざいます。それが 26 年、計画が終わる年ですが、消費者を取り巻く状況の変化、それから消費者行動、消費者意識の変化というのを並べまして、26 年に一次改定ということで改定作業を行いました。そのときに見直しをしまして、計画期間を 27 年から 30 年の4年間とさせていただいております。課題は後ほど説明させていただきますが、1つ加えまして6つの課題とさせていただいて、施策も19 施策という形で作らせていただいております。

以下、1ページはぐっていただきますと、現在の課題とそれから施策の一覧が書かれてございます。課題は今ほど申し上げました6つということで、1から6までそれぞれの課題を掲げてございます。なお、平成28年に、実はこれから消費者教育という話があるのですが、消費者教育の法律は24年に通っているのですが、国の基本計画、そういったものが出てくる中で、他の市町村の状況とかも踏まえまして、28年の7月に私どもが課題として取り上げていた当時は消費者学習と言っていたのですが、消費者教育の推進を取り上げて、新潟市消費者教育推進計画と改めさせていただいて、2つの計画を1本の形の中でさせていただく形になったところでございます。中の個々の課題と施策につきましては、説明を割愛させていただきたいと思います。

なお、1枚はぐっていただきまして、4ページ目になりますが、こちらは施 策の中で重点的な取り組みという形で4つ挙げさせていただきまして、目標値 までを設定してございます。あと計画の推進と検証ということで、計画のほう は審議会のほうに報告してくださいということで書かれてございますし、27 年 度から 30 年度までの4年計画ですので、4年後には見直しますという形で書 かれてございます。最後の所は 26 年度の流れという形になります。説明は以 上でございます。

(澤田委員長)

どうもありがとうございます。前回の会議と、4年前と、つい先月のことのような気がしますが、月日が流れるのも早いものでございます。ただいまご報告、ご説明いただきました件につきまして、皆さまから何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいですか。どうですか。

ないようでしたら次に移りたいと思います。次に議事の(1)の②新・計画 づくりの視点(計画の骨子案)について、事務局からご説明願います。

(事務局:小柳所長)

それでは私から説明させていただきます。資料は四角で囲った2ということでお手元のほうをお開きいただきたいと思います。新・計画づくりの視点ということで、事務局の骨子案。資料の2ということで事務局の骨子案なのですが、

従来から新・計画の基本となる考え方ということで、条例の7条に、計画を策定しなければならないとなっておりまして、計画の内容についても第2項、第3項に記載されております。これに則って計画を作っていきたいと考えております。それから2としまして新計画の構成ということで、19年度に作成した計画、これを当初計画と申します場合に、26年度に1次改定をしております。その中で消費生活を脅かすさまざまな問題や課題について、施策の方向性を示し、市役所各部署が取り組む消費者施策、事業を掲げて、いろいろな見直しを図ったところでございますので、新計画でも同様に消費者を取り巻く状況の変化に合わせて、課題と施策を見直すという方向で当たりたいというのが一つでございます。

もう一つ、26 年度の1次改定の構成を踏襲しまして、緊急性や優先性のある 施策については1次改定計画と同様に、重点的に取り組む施策として明示させ ていただきたいと考えております。

もう一つの3点目としまして、消費者教育推進計画について、こちらのほうも新計画の中でも別計画というよりは一つの課題として捉えさせていただいて、消費者推進計画の中で、課題と施策を示させていただきたい。基本的には今課題2になっておりますが、消費者教育の推進ということでございますので、こちらを引き続き消費者教育の推進計画とさせていただきたいと考えているところでございます。

さらに3としまして新・計画の期間でございます。当初は20年度から26年度の7年計画でしたが、1次改定については、社会情勢の変化に柔軟かつ機敏に対応する必要があることから、計画期間を27年度から30年度までの4年間とさせていただきました。今回の新・計画につきましても、同様に社会情勢の変化に柔軟かつ機敏に対応する必要があることから、計画期間は31年度から34年度までの4年間にさせていただきたいと考えております。参考までに、新潟市の総合計画ですが、こちらは27年度から34年度までの8年間として、前期計画4年、後期計画4年となってございます。こちらも私どもとすれば参考にさせていただきたいと考えているところでございます。

なお、4としまして、当然にして今新計画につきましては、委員の皆さま方から中間報告という形でとりまとめをいただいた中で、それらを基にしてパブリックコメントを実施させていただきたいと思っておりますし、広く市民の意見を聞ける場をつくっていきたいなと思っております。なお、新・計画の公表にあたりましては、皆さまからいただく答申を基にしまして、行政文書体それからデータや図、表などを挿入して、できるだけ見やすくすると。それから今も計画の中で語彙についての注釈を入れておりますが、そういったものも引き続き行っていきたいと考えてございます。事務局の骨子という形での案とさせ

ていただきます。ありがとうございます。

(澤田委員長)

ただ今のご報告、ご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。パブリックコメントは今のご時世必ずやることになっておりますので、これはぜひ実現していきたいなと思っています。何かご質問等ございませんでしょうか。

特にないようでしたら、それでは次に移りたいと思います。次に議事の(1)の③審議会のスケジュール(案)について、事務局からご説明を願います。

(事務局:小柳所長)

それではお手元に資料の3-1と3-2がございますでしょうか。まず3-1のほうで説明をさせていただきます。新年度に入りまして、30年度に審議会 を開催させていただきたいと思っているのですが、それぞれのスケジュール案 という形で、真ん中の所に審議会という形でお示しをさせていただきました。 おおむね7月ぐらいまでに私どもの事務局の素案をとりあえずまとめさせてい ただいて、皆さまにお示しをさせていただいて、第1回目の審議会を開催させ ていただきたいと思っております。この際、諮問という形にさせていただけれ ばと思っております。それらを基に、委員の皆さまからご意見を頂戴して、10 月ころにはまとめをさせていただく、第2回の審議会を開かせていただいて、 それらパブコメ等々を経て、1月末には審議会のほうから答申をいただくとい うスケジューリングを、今事務局で考えさせていただいたところでございます。 それで、どんな内容でいくのかというのが次の資料の3‐2という形で示さ せていただいたのですが、第1回目は7月ころ、諮問という形で書いてござい ます。あと新・計画の素案、最初に考え方を含めて、計画の素案を示させてい ただきたいなと考えてございます。その日の審議が終わらなければ、皆さまか らメールとか手紙とか、そういったいろいろな形でご意見を頂戴させていただ いて、何回かやりとりをさせていただく中で、10月末ころまでには中間報告と いう形でとりまとめをさせていただきたいと思っております。

とりまとめた素案を皆さまで確認をしていただいて、パブリックコメントに回させていただきたいと思っております。パブリックコメントの結果をもちまして、私どもの最終的な案をまとめさせていただく中で、パブリックコメントで出た意見等々に対する市の考え方とか、そういったものも審議会に示させていただく中で、1月の末ころまでには答申という形でご意見をいただければと思っております。その後、それらを基にして計画の公表という運びにさせてい

ただきたいと、今スケジューリングをさせてもらったところでございます。以上でございます。

(澤田委員長)

どうもありがとうございます。ただいまのご説明に付きまして、何かご質問 ございませんでしょうか。審議会3回ということで、でも1年かかるという、 来年の1月までにとりまとめたいということでございます。何かご質問はいかがでしょうか。本日ご説明の全体を通じてでも結構でございますが、何か質問 や意見等はございませんでしょうか。

(江花委員)

委員の江花です。大変基本的なことで恐縮なのですが、現状消費生活推進計画があって、その中の一部として消費者教育推進計画があると、こういう理解でよろしいですよね。で、他の市町村も、いつも2本立てで分けるのではなくて、消費生活推進計画の中に消費者教育推進計画が盛り込まれているというか、包含関係にあるという市町村が多いのでしょうか。それとも別立てでそれぞれ作っている所が多いのでしょうか。

(事務局:小柳所長)

手元には政令市の関係だけでございますが、政令市 20 市の中で、それぞれ独立した計画、実は計画ができていなかった所もございます。法律上は義務規定ではなくて、後ほどまた説明があるかと思うんですが、努力規定になっていますので、県の計画を受けてうちの計画を作りなさいよというのが法律の趣旨になってございまして、推進計画もしくは基本計画という中に盛り込まれている市町村も数市見当たりますし、それから独立して別に計画を作った所もかなりございます。ただそれを比較したときに、計画そのものはどちらに作ってもいいというのが消費者庁の考えもございますので、私どもとすると、消費者推進計画はもう少し広い計画になりますので、その中の教育という部分は非常に重要だと認識しているのですが、一つの課題として捉えさせていただいたほうが計画としてはより見えやすいかと考えております。

(江花委員)

形式的な話ですので、内容が充実しているというのが一番大事だと思います。ありがとうございます。

(澤田委員長)

どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。お願いします。

(和田委員)

市民からアンケートを聴取するとありますけれども、おおまかに対象はどの くらいの人数というか規模のアンケートを想定されていらっしゃるのかお聞き したいのですが。

(事務局:小柳所長)

今回一応アンケートの実施とありますが、実は1次改定の際には市政世論調査という形で、私ども市の内部の担当課のほうから、他のアンケートも含めてやらせていただきました。その中に消費者生活の部分について、いくつかアンケートを入れさせていただいたというのが前回の実態でございます。ですから調査件数としては4,000件ぐらいだったかと思うのですが、今回私どもが新たにやるとなると、かなりのものが必要になるかなと思います。作業量も含めてなるので、その辺をもう一度これからどの程度ができるものか、それらも含めて少し検討をさせていただきたいと思っております。

(澤田委員長)

どうもありがとうございます。他にいかがでしょうか。アンケートの方法は、 郵送で返答をもらうという形ですか。

(事務局:小柳所長)

市政世論調査の場合は郵送です。無作為抽出の人数の中でやらせてもらっています。

(澤田委員長)

はがき代が少し上がったということで、費用がかかるかもしれませんが、お願いしたいと思います。他にいかがでしょうか。どうぞお願いします。

(阿部惠子委員)

アンケートは、年齢層なんかを幅広くといいますか、年代層を分けてされるのですか。無作為抽出にしても。どうなのでしょう。

(事務局:野島部長)

市政世論調査を実施するときは、年代別に各層から抽出をして、それぞれの 年代別のお考えであるとか、そういったものが統計的に拾えるような実施の方 法になっております。今、ネットによる調査なども進んできておりますが、そうすると主に高齢者の方が返信が返ってくる率がさがってしまったりとか、おっしゃったような年代別のご意見がなかなかきちんと捉えられるかどうかという心配があるので、今のところまだ郵送による調査を基本にしているところです。

(澤田委員長)

どうもありがとうございます。他にいかがでしょうか。

それでは特にないようですから、次に移りたいと思います。議事の最後になります。(1) ④のその他につきまして、事務局から、前回改定時の諮問書等ですけれども、ご説明願います。

(事務局:小柳所長)

その他とさせていただいたのですが、今回昨年の7月に委員の改選ということで、前回の26年度の改定の際にご参加いただいていない委員の方々がほとんどでしたので、参考までにということで、資料の1-1と1-2を付けさせていただきました。委員長宛てに私ども市長から出させていただいた諮問書と、それから審議会からいただいた答申書という形で参考までに付けさせていただきました。これと同じということではないのですが、基本的にはある程度同じような形になろうかなと思っております。以上でございます。

(澤田委員長)

どうもありがとうございます。前回のということですね。ただいまの報告、 ご説明につきまして、何か質問等ございませんでしょうか。本日の審議会は全 体を通しても結構ですが、いかがですか。よろしいでしょうか。

もし特になければ、本日の審議会の議事はこれで終わりたいと思います。皆 さま、ご協力をいただきましてありがとうございました。議事進行は以上で無 事に終わりましたということです。それでは進行役を事務局にお返しいたしま す。

(事務局:日根課長)

澤田委員長、ありがとうございました。また資料の不備等ございまして、ご 迷惑をおかけいたしましたことをお詫び申し上げます。それでは以上をもちま して、本日の新潟市消費生活審議会を終了させていただきます。

(終了)